

備考

年	月	日	異動
年	月	日	異動
年	月	日	異動
年	月	日	異動
年	月	日	異動
年	月	日	異動

宅地建物取引業法抜すい

- 第48条 1 宅地建物取引業者は、国土交通省令の定めるところにより、従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。
- 2 従業者は、取引の関係者の請求があったときは、前項の証明書を提示しなければならない。